

2016 年度共同研究等助成金募集のお知らせ

公益財団法人 日中医学協会

The Japan China Medical Association

公益財団法人日中医学協会
2016年度共同研究等助成金・募集要項

I. 目的

公益財団法人日中医学協会は、日本国と中華人民共和国の医学・保健医療に関する学術的共同研究に対する助成やその他の研究交流を通じて相互の理解を深めるとともに、医療関連諸領域の学術と技術の提携と協力を推進し、両国の医学・保健医療の普及と向上に寄与することを目的として1985年9月に設立しました。

設立の趣旨に基づき、本助成事業を行います。2016年度の共同研究等助成を下記の通り募集します。

II. 募集概要

募集項目	調査・共同研究助成	若手在留中国人研究者助成
募集時期	2015年12月1日～2016年1月15日 ※(消印有効)	
対象領域	臨床医学・社会医学・歯学・看護	
助成金額	1件につき最大100万円	1件につき40万円
助成件数	若干名	2名
助成金の使途	申請書記載の課題研究・会議に限定した直接費用	
助成対象	わが国の研究者が中国の研究者と共同で実施する調査・共同研究に対する助成。 1)両国研究者とも実績と将来性があること。 2)中国側研究者と協力して行うことの必要性及び役割分担が明確であること。 3)原則として2016年4月1日～2017年3月31日の単年度で成果をまとめられること	中国の医療の向上に貢献する意思と能力を持ち、わが国の研究機関に在籍して研究指導を受けている若手中国人研究者（大学院修士課程並びに博士課程在籍者及び進学予定者を含む）に対する研究費の助成。
応募の制限	1)申請者一人につき1件に限る。 2)2013年4月以降2016年3月までの当協会助成金受給者（日中笹川医学奨学金制度を含む）の応募は不可。 3)当協会理事並びに助成事業委員の応募は不可。推薦は可能。	1)申請者一人につき1件に限る。 2)2013年4月以降2016年3月までの当協会助成金受給者（日中笹川医学奨学金制度を含む）の応募は不可。 3)募集締切日2016年1月15日時点の年齢が35歳以下であること。 4)助成金給付後の研究・研修又は留学期間が2年以上あること。
応募方法	1)日本の研究機関・医療機関在籍者が申請。 審査に当たっては日中医学協会会員を優先。 2)申請書は当協会ホームページ http://www.jpcnma.or.jp からダウンロード 3)申請には、申請者の所属長又は日中医学協会理事・評議員・会員による推薦が必要。	1)上記対象の中国人研究者本人が申請。 審査に当たっては日中医学協会会員を優先。 2)申請書は当協会ホームページ http://www.jpcnma.or.jp からダウンロード 3)申請には、指導責任者による推薦が必要。
提出書類	1)申請書 2)両国研究代表者の代表的な論文 各2編(双方の論文には、必ず日本語若しくは英語の抄録をつけること) 3)中国側共同研究代表者がサインした共同研究同意書	1)申請書 2)所属研究機関が発行した在籍証明書 3)在留カードのコピー（表・裏とも） 4)主な論文 3編まで(必ず日本語若しくは英語の抄録をつけること)
選考方法	当協会の助成事業委員会(略称)で厳正なる審査・選考を行う。	
結果通知	2016年3月末日迄に全申請者に選考結果を通知	
助成金の給付	5月と10月、2回分割支給	5月に支給予定

III. その他事項

- 応募書類の作成上の注意事項について

- 1) 申請書は、本協会ホームページよりダウンロードし、フォームに直接入力(手書きは不可)して、一旦エクセルデータを送付する。その後、捺印した原本を郵送する。
- 2) 論文、在籍証明書、在留カード(表・裏両方)などの提出資料はPDFデータで送付する。
- 3) 「調査・共同研究同意書」は日本側研究代表者が記載し、中国側代表者が自筆サインの上、中国側研究者から直接本協会へFAXし、もしくはPDFデータをメールで送付してください。

- 助成金の振込先について

助成金の振込先及び管理は、原則として、申請者の所属機関でお願いします。

- 報告義務について

- 1) 本助成金は、所定の研究成果報告を義務づけています。
- 2) 支出について、助成期間終了時に証憑書類を基に報告していただきます。
- 3) 研究成果を他に発表する場合は、公益財団法人日中医学協会から助成を受けた旨の記載をお願いします。(協会英文名: The Japan China Medical Association)

- 助成金の取消について

以下の事項を確認した場合、助成金の停止又は返還を求めます。

- 1) 申請課題について他の助成金・補助金を取得した場合
- 2) 申請書類及び関連書類に虚偽の記載があった場合
- 3) 申請目的外に使用した場合
- 4) 期限までに研究・実施報告書の提出がない場合
- 5) その他、協会が取り消しの必要を認めた場合

- 個人情報等の第三者への提供について

申請書の内容は審査委員に公開することとし、受給者の個人情報並びに研究成果は、事業の公益性に鑑み、当協会の機関誌やホームページ等で公開するとともに特定の第三者(助成財団センター、国立情報学研究所)に提供できるものとします。

IV. 書類送付・お問い合わせ先

住 所: 〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-4-3 住泉KMビル6階

宛 先: 公益財団法人日中医学協会 担当: 岡田・金

電 話: 03-5829-9123

F A X: 03-3866-9080

E-mail: jyosei@jpcnma.or.jp